

平成 27 年度 障害者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果について

厚生労働省が実施した平成 27 年度における「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）に基づく対応状況等に関する調査のうち、滋賀県に関する結果の概要は、以下のとおりでした。

【調査結果の全体像】

		平成 27 年度	平成 26 年度
養護者による 障害者虐待	市町・県への相談・通報件数	109 件	120 件
	虐待判断件数	48 件	56 件
	被虐待者数	48 人	61 人
障害者福祉施設従業者等による障害者虐待	市町・県への相談・通報件数	69 件	35 件
	虐待判断件数	18 件	9 件
	被虐待者数	24 人	12 人
使用者による 障害者虐待	市町・県への相談・通報件数	10 件	10 件
	虐待判断件数		
	被虐待者数		

1. 養護者による障害者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報受理件数

○県内の 19 市町および県で受け付けた相談・通報件数は、109 件でした。

○相談・通報者は、「相談支援専門員、施設・事業所の職員」が 40.4%と最も多く、次いで「本人による届出」が 21.1%、「当該市町行政職員」が 11.0%でした。

表－1 相談・通報者（複数回答）

		本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員、施設・事業所の職員	虐待者自身	警察	当該市町行政職員	介護保険法による居宅サービス事業等従事者	成年後見人等	その他	不明	合計
H27年度	件	23	11	0	0	5	3	44	1	3	12	2	3	4	1	112
	%	21.1	10.1	0.0	0.0	4.6	2.8	40.4	0.9	2.8	11.0	1.8	2.8	3.7	0.9	-
H26年度	%	13.3	6.7	3.3	0.0	2.5	1.7	50.0	1.7	2.5	9.2	0.0	-	10.8	0.0	-

(注) 割合は、相談・通報件数の総数に対するもの。

(2) 虐待の種別・類型

○事実確認の結果、市町が、虐待を受けた、または、受けたと思われたと判断した事例（以下「虐待判断事例」）は48件でした。

○虐待の種別・類型は、「経済的虐待」が43.8%と最も多く、次いで「心理的虐待」が39.6%、「身体的虐待」が31.3%、「放棄、放置」が22.9%でした。

表－2 虐待の種類・類型（複数回答）

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
H27年度	件	15	1	19	11	21	67
	%	31.3	2.1	39.6	22.9	43.8	-
H26年度	%	62.5	1.8	35.7	25.0	26.8	-

（注）割合は、虐待判断事例件数の総数に対応するもの。

○性別では、男性が39.6%、女性が60.4%でした。年齢では、「～19歳」が25.0%と最も多く、次いで「30～39歳」と「40～49歳」と「60～64歳」が16.7%、「20～29歳」が14.6%でした。

表－3 被虐待者の性別

		男性	女性	合計
H27年度	人	19	29	48
	%	39.6	60.4	100.0
H26年度	%	44.3	55.7	100.0

表－4 被虐待者の年齢

		～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
H27年度	件	12	7	8	8	4	8	1	48
	%	25.0	14.6	16.7	16.7	8.3	16.7	2.1	100.0
H26年度	%	6.6	24.6	14.8	14.8	27.9	9.8	1.6	100.0

○被虐待者の障害の種別では、「知的障害」が64.6%と最も多く、次いで「精神障害」が25.0%、「身体障害」が20.8%でした。

表－5 被虐待者の障害種別（複数回答）

		身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病	その他	合計
H27年度	人	10	31	12	1	0	1	55
	%	20.8	64.6	25.0	2.1	0.0	2.1	-
H26年度	%	18.0	70.5	32.8	3.3	-	0.0	-

（注）割合は、被虐待者数の総数に対応するもの。

○被虐待者から見た虐待者の続柄は、「父」が36.4%と最も多く、次いで「母」が25.5%、「兄弟姉妹」が21.8%、「夫」と「その他」が7.3%でした。

表－6 被虐待者から見た虐待者の続柄

		父	母	夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者	娘の 配偶者	兄弟 姉妹	祖 父	祖 母	その 他	不明	合計
		H27年度	件	20	14	4	0	0	1	0	0	12	0	0	4
	%	36.4	25.5	7.3	0.0	0.0	1.8	0.0	0.0	21.8	0.0	0.0	7.3	0.0	100.0
H26年度	%	19.7	25.8	9.1	0.0	0.0	3.0	0.0	0.0	21.2	0.0	0.0	19.7	1.5	100.0

(注) 割合は、虐待者数の総数に対するもの。

○市町が実施した虐待への対応策としては、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例」が13件(27.1%)でした。

一方、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は、23件(47.9%)であり、これらの事例では、「養護者に対する助言・指導」や「既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した」等が行われていました。

表－7 虐待への対応策としての分離の有無

	H27年度		H26年度
	件	%	%
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	13	27.1	30.4
被虐待者と虐待者を分離していない事例（一度も分離していない事例）	23	47.9	58.9
現在対応について検討・調整中の事例	4	8.3	0.0
その他	8	16.7	10.7
合計	48	100.0	100.0

(注) 割合は、虐待判断事例件数の総数に対するもの。

2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報受理件数

○県内の19市町および県で受け付けた相談・通報件数は、69件でした。

○相談・通報者（複数回答）は延べ71件で、「当該施設・事業所職員」が26.1%と最も多く、次いで「家族・親族による届出」が18.8%でした。

表－8 相談・通報者（複数回答）

		本人 による 届出	家族・ 親族	近隣 住民・ 知人	教 職員	相談支 援専門 員、他 の施設・ 事業所 の職員	当該施 設・事業 所職員	当該施 設・事業 所元職 員	当該 施設・ 事業所 設置者 ・管理者	当該施 設・事業 所利用 者	警察	運営 適正 化委 員会	成年 後見 人等	その 他	不明	合計
		H27年度	件 数	10	13	1	1	11	18	0	6	1	1	1	3	4
	%	14.5	18.8	1.4	1.4	15.9	26.1	0.0	8.7	1.4	1.4	1.4	4.3	5.8	1.4	-
H26年度	%	20.0	11.4	0.0	2.9	17.1	34.3	5.7	0.0	0.0	0.0	5.7	-	11.4	2.9	-

(注) 割合は、相談・通報件数の総数に対するもの。

(2) 虐待の種類・類型

○市町および県による事実確認の結果、虐待判断事例は18件でした。

○虐待の種類・類型は、「身体的虐待」が55.6%、「心理的虐待」が50.0%でした。

表－9 虐待の種類・類型（複数回答）

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
H27年度	件数	10	4	9	1	0	24
	%	55.6	22.2	50.0	5.6	0.0	-
H26年度	%	88.9	0.0	55.6	0.0	0.0	-

（注）割合は、虐待判断事例の総数に対するもの。

○性別では、男性が41.7%、女性が58.3%でした。年齢では、「20～29歳」が33.3%、次いで「40～49歳」が29.2%、「30～39歳」が20.8%、「～19歳」が16.7%でした。

表－10 被虐待者の性別

		男性	女性	合計
H27年度	人	10	14	24
	%	41.7	58.3	100.0
H26年度	%	91.7	8.3	100.0

（注）割合は、被虐待者の総数に対するもの。

表－11 被虐待者の年齢

		～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
H27年度	件数	4	8	5	7	0	0	0	24
	%	16.7	33.3	20.8	29.2	0.0	0.0	0.0	100.0
H26年度	%	16.7	41.7	8.3	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0

（注）割合は、被虐待者の総数に対するもの。

表－12 被虐待者の障害種別（複数回答）

		身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病	その他	合計
H27年度	人	4	18	6	1	0	0	29
	%	16.7	75.0	25.0	4.2	0.0	0.0	-
H26年度	%	41.7	91.7	0.0	0.0	-	0.0	-

（注）割合は、被虐待者数の総数に対するもの。

○虐待への対応策としては、「報告徴収、出頭要請、立入り調査」が8件、「改善勧告」が5件、「指定の効力の一部停止」が1件行われていました。

表-13 虐待への対応策

		H27年度	H26年度
障害者総合支援法または児童福祉法による権限の行使	報告徴収、出頭要請、立入り検査	8	2
	改善勧告	5	0
	公表	0	0
	改善命令	0	0
	指定の全部・一部停止	1	0
	指定取消	0	0
県による指導	一般指導	3	3

3. 使用者による障害者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報受理件数

○県内の19市町および県で受け付けた相談・通報件数は、10件でした。

○相談・通報者は、「本人による届け出」と「家族・親族」が30.0%、次いで「医療機関関係者」、「相談支援専門員、施設・事業所の職員」、「職場の同僚」、「その他」、「不明」がそれぞれ10.0%でした。

表-14 相談・通報者（複数回答）

		本人による届け出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員、施設・事業所の職員	職場の同僚	当該事業所管理者	警察	当該市町行政職員	介護保険法による居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計
H27年度	件	3	3	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	11
	%	30.0	30.0	0.0	0.0	10.0	0.0	10.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	10.0	-
H26年度	%	40.0	30.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	10.0	0.0	0.0	10.0	0.0	-	10.0	0.0	-

(注) 割合は、相談・通報件数の総数に対するもの。

4. 現状と課題

(1) 本県の特徴

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について、相談通報件数、虐待判断件数の増加率が、全国値と比較して高くなっている。

また、相談通報者に関しては、当該施設・事業所職員の割合が高くなっており、これについては、平成25年度より実施している障害福祉サービス事業所向けへの研修等により、相談支援専門員、施設・事業所職員を中心に法の趣旨の理解が深まり、「虐待ではないか」という疑いも含め、まずは、通報するという考え方が現場に浸透してきたのではないかと考える。

(2) これまでの取り組み

障害者虐待防止・権利擁護研修（平成25年度から毎年開催）

①市町職員対象（初任者、現任者）

通報対応研修

②障害福祉サービス事業所管理者対象（基礎研修、ステップアップ研修）

早期発見・早期対応、現場課題の解決に向けた研修

(3) 今後の対応

引き続き、障害者虐待防止・権利擁護研修を実施することなどにより、的確な虐待判断を行うための実践力の向上など、より効果的な虐待対応に繋がる取り組みの充実を図るとともに、障害者福祉施設や企業等への啓発に努める。